

沖縄県内のマスメディアにおける「しまくとぅばコンテンツ」の調査

琉球大学・石原昌英

0. はじめに

沖縄県では、インターネットの発達に伴い、テレビ・ラジオだけでなく、新聞もしまくとぅばに関連した音声・映像を公開するようになってきている。筆者は、これまで沖縄県内の新聞2紙（『琉球新報』『沖縄タイムス』）とNHK沖縄でしまくとぅば復興に関する取り組み等について発言・発信してきた。それらを通して、本事業との関連で、沖縄県内のメディアが、アーカイブ機能を果たしているのではないかと考えた。それを確認するために、音声・映像をHP等で公開している県内のメディア6社を対象にアンケート調査（5社）とインタビュー調査（2社）を行った。本稿では、その回答（アンケート調査3社、インタビュー調査）にもとづいて、メディアの「アーカイブ機能」について述べる。

1. 調査結果

本章で言う「アーカイブ機能」とは、例えば、学術的研究（地域言語の記録保存）の研究結果がインターネット上で公開されている琉球大学附属図書館の「琉球方言データベース」やデジタル博物館『ことばと文化』のようなものではなく、放送や紙面で取り扱った番組・記事の音声・映像の保存とその公開のことである。本節では、アンケート・インタビューの質問にそって記述を進める。

1.1. しまくとぅば関連のコンテンツ作成の意図

まず、しまくとぅば関連のコンテンツを作成する意図を訊いた。回答は以下の通りである。

- ・しまくとぅばの継承の機運を高めることへの寄与としまくとぅばによる芸能そのものの記録のため
- ・放送局の使命として沖縄の伝統文化の継承発展があると考え。しまくとぅばも大事なその一つ。
- ・しまくとぅば復興の気運を紙面で紹介しているが、紙では伝えられない音声情報を伝えるため。

最初の二つの回答は放送局のものであるが、放送局として琉球沖縄の芸能文化としまくとぅばが密接に関連していることを認識していることがわかる。3つめの回答は、新聞社のものである。同社は、しまくとぅばを文字化した記事とその日本語訳（要約）を掲載している。しかし、記述された文字には、イントネーション・リズムや発音から示唆される「方言差」や微妙な意味の違いが明確に表されることは困難である。この意味で、紙面の記述と同社のWP上の音声記録を連結させることは有意義で効果的な取り組みである。

1.2. コンテンツの種類

つぎにしまくとぅば関連コンテンツの種類について訊いた。回答は下記の通りである。ここでは、

本報告書の読者が当該コンテンツにアクセスする可能性があることを考えて、メディア（放送局・新聞）名を記して考察する。

まず、ラジオ沖縄は下記の番組を放送している。

- 1 「方言ニュース」 毎週月～金午後1時～1時5分
- 2 「暁で一びる」 毎週月～土 朝5時～6時5分 森和子 民謡番組
- 3 「民謡の花束」 毎週金曜日 午後8時～9時 山川まゆみ 民謡番組
- 4 「沖縄の古典」 iTunes で配信
他民謡番組2本

「方言ニュース」は、地元紙に掲載されたニュース記事（日本語）を伊狩典子他の「方言話者」がしまくとぅばに翻訳してニュースとしてほうするものである。5分という短い時間なので、翻訳される記事は一つだけである。「暁で一びる」は早朝の番組で、沖縄民謡歌手（森和子）とその息子がパーソナリティである。森和子はほとんどの発言をしまくとぅばでしているが、息子は日本語で対応することが多い。息子は、母親に発言に的確に答えているのでしまくとぅばを聞いて理解できていることはあきらかである。「民謡の花束」では、山側まゆみがしまくとぅばで発言することは少ない。「沖縄の古典」については、聴視したことがないので、内容について述べることは控えたい。民謡番組が主なしまくとぅばコンテンツであることは、ラジオ沖縄の琉球沖縄の芸能（民謡）に対する意識を表している。

NHK沖縄放送局は『うちなーであそぼ』と『沖縄の歌と踊り』の2番組がある。前者は、5分間の短い番組で主対象は子供であると思われるが、大人が見ても十分に楽しめる内容である。内容としては、うちなー昔話、うちなー劇場、うちなーのうた、うちなー絵本がある。最初はEテレでスタートしたが、現在では総合テレビでも放送されている。放送回数はそれぞれ週2回である²。『沖縄の歌と踊り』は45分ほどの番組で、琉球舞踊、組踊、民謡、沖縄芝居などの琉球芸能が幅広く紹介され、月1回ほどの頻度で金曜日の夜に放送されている³。

『沖縄タイムス』では、2013年7月から毎週日曜日に特集紙面（しまくとぅば新聞「うちなーあタイムス」）が掲載されている。同年8月から音声データは『しまくとぅば新聞「うちなーあタイムス」ポッドキャスト（www.okinawatimes.co.jp/special/?file=shimakutuba）としてコーナーを沖縄タイムスホームページに作成し、音声を公開している。また、2015年10月からは、電子紙芝居調の動画に切り替えて音声、字幕付き（しまくとぅば、日本語）の写真で公開している。現在、公開されているのは下

¹ 琉球放送には、毎週月曜日から金曜日の午後4時～5時までの1時間放送されている「民謡で今日 拝なびら（みんなようでちゅうがなびら）」という50年以上も続く長寿番組がある。同番組では、メインパーソナリティの上原直彦と八木政男（月・水）、北島角子（火・木）、島袋千恵美（金）が聴者からリクエストされた琉球・奄美の民謡を流しながら、その内容に加えて、さまざまは話題についてしまくとぅばと日本語で語っている。

² 詳しくは同番組のHP（www.nhk.or.jp/okinawa/asobo/）を参照。

³ 琉球放送（RBC）は琉球民謡や沖縄芝居を不定期に放送している（旧盆・旧正月・正月の時期が多いと思われる。）2015年と2016年の年末年始には同局にアーカイブ保存されていた沖縄芝居『探偵と盗賊』『琉球戦国史（天、地、龍）』が放送された。

記の通りである。

【ポッドキャスト・原稿朗読】

- ・しまくとうば社説朗読
- ・「今なてい何故『しまくとうば、しまくとうば』すが？」(4回)
- ・「ウシーぬしまくとうばはじめやびら学習編」(8回)
- ・「くとうば・芸能の継承」(4回)
- ・「しまくとうばで平和学」(4回)
- ・「チルグワーのむんならーし」
- ・「昔話 聞かちくいみそーり」(7回)
- ・「憲法9条朗読」

【ポッドキャスト・企画連載】

- ・「しまくとうば通信員」(42回)
- ・「はいさい! しんかぬちやー」(16回)

【動画・企画連載】

- ・「ビジネス琉会話」(8回)
- ・「じゅん選手のしまくとうば日記」(54回～継続中)
- ・「再録残さびらな 島くとうば」(5回～継続中)

中でも「しまくとうば通信員」と「再録残さびらな 島くとうば」は話者の出身地のことばの特徴が色濃く出ていて、沖縄県のしまくとうばの多様性を示すものとなっている。

1.3. 保存・アーカイブの状況

次に保存・アーカイブの状況について訊いた。回答は下記の通りである。

コンテンツは、音声・映像の(ビデオ)テープでの保存、沖縄芝居の音声・映像のオープンテープとMDでの保存、音声のMP3での保存が為れている。また、ある放送局では、沖縄民謡の古典の一部をCD化している。コンテンツについては、自社のHP、ポッドキャスト、iTuneで配信されているものもある。なお、アンケートに回答したメディアの全てが、これらのコンテンツの一般への貸出は不可能であると答えている。

テレビ・ラジオ局のホームページでコンテンツの公開が可能か訊いた。ラジオ沖縄の「方言ニュース」は公開されているが、民謡・芝居などのコンテンツを著作権などの制約があり、公開することができない。また、NHK沖縄放送局の「うちなーであそぼ」は、同局のホームページで最近の放送が動画(音声・映像)で公開されているが、一週間程度で過去の放送として文字表記のみと公開となる。これも著作権等の制約があるためである。沖縄タイムス社では、上記のように同社のホームページでコンテンツを公開している。

放送局には、保存している民謡番組・沖縄芝居の再放送について訊いた。ある放送局は、全ての出演者に連絡し、その承諾を得ること、リピート料金の支払いなどが再放送の条件であると回答した。別の放送局は、沖縄芝居は時々再放送しているが、特に条件はないと回答した。

1.4. 公的機関でのコンテンツの公開

公的な機関（県立図書館、県立公文書館、国立国語研究所等）が「しまくとぅばアーカイブ」を設置すると、当該アーカイブに保存しているコンテンツを資料として提供していただくことは可能かどうかを訊いた。不可能であるという回答と、検討の価値がある、検討の必要があるという回答があった。

1.5. コンテンツ公開の法的制約

自社ホームページ等でこの種のコンテンツの公開が可能だとすれば、クリアすべき倫理規定はなにかを訊いた。以下の回答があった。

出演者、音楽、原作、脚本、構成台本、その他の著作物についても、肖像権や著作権など、それぞれの著作物に関する使用ルールに沿って必要な権利処理を行う必要がある。

次に、所有するコンテンツの公開を検討するとしたら、公開に向けてクリアすべき課題は何かを訊いた。下記の回答があった。

- ・著作権を担当しているNHK放送センター（東京）の法務部と調整し、公開ができるかどうか、番組ごとに検討する必要がある。
- ・特にないと思われる。
- ・過去録音は、すべて本人、遺族に確認し公開しており、その作業に時間がかかること。

保存されているコンテンツについては、再放送や公開のためには法的・倫理的な制約（出演者の権利を保護し、その承諾を得る必要）があるのである。

2. おわりに

電波メディアで放送される番組は元々インターネット上での公開を想定しているものではないのがほとんどであろう。テレビ・ラジオ番組の出演者は、1回だけの放送ではなく、インターネット上で無制限に見られる・聴かれることは想定していないと思われる。一方で、インターネットは消滅の危機に瀕した言語の復興に活用されていることも事実である。例えば、琉球大学附属図書館の「琉球方言データベース」には数多くのアクセスがある。また、ヒットした映画の一部分の台詞をしまくとぅばに吹き替えられてもの（おそらくは著作権法に違反している）が YouTube などにアップロードされ、アクセスも数多くある。このような状況を考えると、インターネット上でアクセスが可能なアーカイブを構築することは、しまくとぅば復興に効果があると思われる。アーカイブは無料で公開するということを前提とすると、公的な機関（例えば、琉球大学附属図書館、沖縄県立図書館、国立劇場沖縄、国立国語研究所等）での設置が望ましいだろう。